架消空費	
5516)	
生を取り巻くさま) ※予約制	
でのトラブルなど ※予約制	
ること	
ター) ♪ 内線2281)まで	
川など	
決と防止	
いなど、子どもの 早期療育相談員) 」	
かい フドナの	
こついて	
)トラブル	

相談名	В	時	場	所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:30	広報広聴課	(春内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士) ※予約制
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15			市に対する要望、苦情、意見など (担当職員)
司法書士相談	11日(水)	13:30~15:30	丛 報丛 蕊味	(本内派2370)	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法 律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談	19日(木)	13:30~16:30			相続や契約書(賃貸·売買·雇用·介護)などの 作成に関すること(行政書士) ※予約制
総合労働相談	13日(金)	13:30~16:30	広報広聴課		労働・社会保険関係、労使トラブルなど (社会保険労務士) ※予約優先(☎ 029-350-4864)
土地家屋調査士相談	4日(水)	13:30~15:30	広報広聴課		土地の境界問題や建物の登記に関すること (土地家屋調査士) ※予約優先(全 029-259-7400)
行政相談	18日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	(☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと (行政相談委員)
税務相談	3日(火) 11日・18日(水)	13:00~15:00	税理士会土浦支部	® (☎824-5055)	税に関すること (税理士)※予約制(予約時間10:00~14:00)
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会	(2 821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センタ・	_ (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課	(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育で支援セン	シターさくらんぼ (☎ 823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センター	ーほか (☎ 822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター	(2 823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室	(☎ 823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (第1·3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地	方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月~金曜日	9:30~16:00	法務局土浦支局	(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
結婚相談	18日(水)	14:00~16:00	男女共同参画センター 研修室	シター 研修会	(対版和歌/周フリッジ++ポーター)
	21日(土)	15:30~16:30		問い合わせはこども福祉課(☎内線2281)まで	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館	(\$ 862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
女性 ファンーフト 井戸三ツ	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター (☆ 827-1107)		夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど
女性のフェミニスト相談ため	14日(土)	10:00~15:00		(☎ 827-1107)	
の一般相談	13日·27日(金)	13:00~16:00			家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

※ひきこもり専門相談、精神保健相談につきましては、4月の日程が未定のため、土浦保健所へお問い合わせください(☎821-

95%は返金される」と言われた。コンビニで電子マネーを購入

で、連絡したら、「未納料金が30万円ある。 今日までに支払えば、

|本日中に連絡がない場合は法的措置に入る]と書いてあったの

携帯電話に、有料サイトの料金が未納だとメールが入った。

して支払うよう言われたが、支払うべきか。

どと書いてある。連絡を取った方がいいか。

《相談事例2》

報告すると書いてある。連絡をしなければ、裁判所から呼び出 届いた。未納の消費料金について、訴状申し入れされたことを

「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」という表題のハガキが

し状が発行され、給料や財産の差し押さえなどの恐れがあるな

《アドバイス》

空請求詐欺」に関する相談が多く寄せられています。今回の2 つの相談も「架空請求詐欺」と考えられます。 ハガキやメールを無作為に送り付け、お金をだまし取る「架

スもあります。支払ったお金は戻ってくることはありません。 てしまうことになりかねません。また、「支払えば95パーセン トは返金される」などと言われ、安心して支払ってしまうケー 情報が取得され、同時に相手のペースで話が進み、お金を支払っ 連絡をさせるのが第一の目的です。連絡をすると、相手に個人 台は消費生活センターに相談してください。 対処法は、絶対に連絡は取らず無視することです。不安な場 法的措置や訴訟、差し押さえなどの言葉を使って不安にさせ、

《相談事例1》

請求詐欺にご注意

生活センターより

間消費生活センター(☎823·3928)